

さくら市農業委員会総会議事録（令和8年3月定例総会）

1. 開催日時 令和8年3月25日（水）午後1時30分から午後3時25分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

| | | |
|---------|-----|--------|
| 会長 | 20番 | 七久保 勉 |
| 会長職務代理者 | 8番 | 関 誠 |
| 委員 | 1番 | 古澤 一郎 |
| | 2番 | 手塚 栄一 |
| | 3番 | 小菅 和彦 |
| | 5番 | 田崎 次男 |
| | 6番 | 片岡 純雄 |
| | 7番 | 高木 るみ子 |
| | 9番 | 手塚 智枝子 |
| | 10番 | 神山 智子 |
| | 11番 | 小林 義和 |
| | 12番 | 石塚 良男 |
| | 13番 | 軽部 俊典 |
| | 14番 | 小堀 義明 |
| | 15番 | 小林 薫 |
| | 16番 | 小川 圭一 |
| | 17番 | 大谷 伸二 |
| | 18番 | 手塚 裕一 |

4. 欠席委員（1人）

19番 軽部 喜一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願いについて

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議

の要請について

- 議案第 8 号 【取下げ】農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第 9 号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について
議案第 10 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
議案第 11 号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村松 貞往
副主幹兼係長 小倉 真理
主査 高野 洋
主事補 小竹 敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻になりました。

19 番 軽部 喜一 委員より欠席の報告をいただいております。

本日の出席委員は 18 名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

みなさんこんにちは、お忙しい中ご苦労様です。

昨今、トランプ、イラン、ホルムズ海峡の話ばかりで、原油供給が不足しガソリンなどの値段の高騰が心配されます。これから、4 月を迎え農作業の時期となりますが、健康に留意し、お互い仕事に励みましょう。

ただいまから、さくら市農業委員会 3 月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

はじめに事務局より報告がございます。議案第 8 号につきまして、譲渡人がお亡くなりになったため、議案が取り下げとなっております。

それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。

○1番 古澤一郎 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号2件、第2号1件、第4号1件、第5号3件、第9号3件、計10件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第3号3件、第5号4件、計8件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、第5号1件、第11号3件、計5件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号1件、第9号2件、計3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

12番の「石塚 良男」委員、15番の「小林 薫」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 非農地証明願について

《議案1-1》

○議長(七久保)

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。
番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局説明のとおりです。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号2番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

昭和〇〇年頃、納屋を建てたときに一体利用となってしまうようであり、復元は難しい状況となっております。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地を確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案1-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号3番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図1-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

土地改良事業によって貼り付けられた土地で宅地の進入路として利用されてきました。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地を確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号3番については、原案どおり承認されました。

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

《議案2-1》

○議長(七久保)

議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号1番について、朗読して説明。)

この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委

員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より推薦願います。

○17番 大谷 伸二 委員

あっせん委員としまして、5番 田崎 次男 委員、17番 大谷 伸二 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、5番 田崎 次男 委員、17番 大谷 伸二 委員を指名します。

《議案2-2》

○議長(七久保)

続きまして、番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号2番について、朗読して説明。)

この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。

今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より推薦願います。

○1番 古澤 一郎 委員

あっせん委員としまして、1番 古澤 一郎 委員、12番 石塚 良男 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号2番のあっせん委員は、1番 古澤 一郎 委員、12番 石塚 良男 委員を指名します。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

《議案3-1》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。なお、この件は農業者年金受給のために使用貸借を再設定するものです。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○9番 手塚 智枝子 委員

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、親子間の使用貸借により農業者年金需給のための経営移譲(再設定)という案件です。

21日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案3-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号2番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○11番 小林 義和 委員

案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この申請は、〇〇氏が◇◇氏より売買により所有権を移転する案件です。

〇〇氏は約**haを耕作する大規模農家であります。

19日に地元推進委員と、本日の調査会におきましても書類及び現地確認し、特に問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案3-3・3-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号3番と番号4番については、譲受人が同一の案件でありますので一括審議とさせていただきます。事務局の説明の後、各担当委員からそれぞれ説明いただきましてから質疑に入ります。

では、議案第3号 番号3番、番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号3番について、朗読して説明。)

(議案第3号 番号4番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

議案第3号 番号3番の担当委員の説明をお願いします。

○10番 神山 智子 委員

案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲渡人が株式会社〇〇〇へ売買するという案件です。

20日に地元推進委員と、また本日の調査会におきまして現地確認したところ問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

議案第3号 番号4番の担当委員の説明をお願いします。

○7番 高木 るみ子 委員

案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

昨年〇月に承認された案件ですが、名義人が死亡したことで取下げとなった案件で、再々の申請でございます。

16日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号3番、番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号3番、番号4番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

《議案4-1》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第4号 番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

以前からずっと駐車場として使われてきたのが現状でございます。計画書からしますと田んぼとしての認識があったのか良く分からないのですが、周りは住宅地であり現況復旧は難しいかと思われま。

19日に地元推進委員と立会した際には、ずいぶん前から駐車場だったことでありました。本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。現況復旧は難しいということ踏まえたうえで皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案5-1》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にある第1種農地と、農地の集团的広がりがある約0.01haで、農業公共投資の対象となっていない土地の第2種農地であります。不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件につきましては、使用賃貸人の埋立事業に伴う調整池の敷地という形での転用申請であります。

株式会社〇〇〇が行っている約**haの土砂の埋立て事業地における雨水流出量の増加に対応し、周辺農地の湛水被害防止および排水機能の影響を押さえる目的として、雨水を一時的に貯留し浸透させる浸透調整池を設置するものであります。浸透調整池は造成地の北側に位置し、雨水を流入させる計画であります。約**haの土砂の埋立地等から流出するさくら市◇◇における30年確立の豪雨にも対応できる浸透調整池を設置するため約***m²の敷地が必要であるため。当初計画していた自己所有地の雑種地****m²の土地のみではどうしても不足するため隣接する3筆の農地の転用許可申請を行うものであります。

土地の選定理由については、造成地からの導水が容易で、自然流下が可能であることまた雑種地に隣接し、農業利用の連続性が低く、農業生産への影響が小さいこと、周辺と比較して地盤が低く、調整池として必要容量を確保しやすいこと、また掘削量が少なく、工事難易度が低いことであります。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策ですが、土砂の流出防止対策として敷内処理としましたので周辺地域への影響はありません。日照・通風等の影響につきましては、建物を建築しないので周辺の農業生産への影響はありません。雨水排水の周辺の影響について、浸透調整池の構造として敷地内浸透の為、周辺の農業用排水施設や耕作道への影響はありません。

22日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認した

うえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案5-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○3番 小菅 和彦 委員

案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲受人〇〇さんが譲渡人◇◇さん、お母さんですね、から使用貸借により土地を借受し一般住宅を建設するものです。

譲受人は現在は借家で生活しておりますが、今後は子供が生まれる等の将来設計を考え、個人住宅を建築したく住宅取得を決断しました。また、将来は親のサポートをしたいとの考えもあり、親の住宅近隣での生活を考えておりました。今回、母が所有する土地を借りる了解を得て、資金計画も可能な事から当申請に至りました。

当該地は、自然環境も良く、近くに幹線道路があり、通勤や買い物等に便利であります。

また、親の住宅の隣地でありますので、家族の将来を考慮すると最適であると考え当地を選定致しました。

土地利用計画、汚水、雑排水は公共下水道、給水は公共上水道より引き込みます。

南側隣地である農地との境には、境を設置し農地側への土砂等の流出を防ぎます。木造2階建て建築面積は***㎡になります。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への影響ですが、南側に両親の農地がありますが影響はないかと思われま

す。23日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案5-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

前は木などがあつた状態でしたが、今は綺麗な畑のような状態になっております。
選定理由としては、馬場地区はいつも同じような内容になりますが、立地条件が良く学校が近いといった理由になります。

土地利用計画としては、9棟建てます。水処理については浸透槽、そして上下水道ですね。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への影響ですが、東側に農地はあるのですがゆくゆくは宅地になっていくようなエリアであります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案5-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号 番号4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であつて、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用の必要性及び選定理由は先の案件と同じようなものになります。こちら3棟建てる計画で上下水道はございます。

(資金計画は記載省略)

周辺に農地がありますが、無くなるのは時間の問題ではないかと思われま

す。19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案5-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、また「一時的な利用に供するために行うもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図5-5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用行為の必要性。一般住宅の建築工事が完了後、外構工事を計画しておりましたが、住宅敷地東側の外構工事を行うための資材の搬入経路の確保が困難であることが判明しました。現状のまま手を加えないことも検討いたしましたが、敷地の東側はが河川に面しているため、ゲリラ豪雨等による土砂の流出の防止対策も兼ねた外構工事の施工が必要であると判断しました。外構工事を施工するにあたり、重機を配置し、工事資材の搬入を行うため、申請地の利用が必要な状況となっております。

土地の選定理由。

住宅敷地東側において、目的を達成するために必要な用地の確保が可能な用地が当該申請地しか存在しませんでした。

土地利用計画。重機及び資材の搬入に関しては、市道を利用します。雨水排水は敷地内浸透処理。鉄板を6枚設置し、重機及び資材置場として利用。工事完了後は、鉄板を撤去し農地へ復元します。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策は、申請地の西側は雑種地、南側と東側は河川、北側は市道に隣接しており、隣接する農地はありません。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号5番については、原案どおり承認されました。

《議案5-6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号6番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号6番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図5-6をご覧ください。(申請の場所を説明。)

非農地証明で出た案件の隣になります。一般住宅になりますが、譲渡人の孫娘の夫が申請人になります。孫娘が後継者として同居している状態ですが、子どものもの成長に伴い手狭ということで住宅の建築を計画しました。

土地の選定理由としては、農業後継者であるということ、また高齢の親族がいるため可能な限り現在の住居の近くであるということで申請地を選定しました。

土地利用計画は、一般住宅、木造2階建。敷地面積は***㎡、取水は申請地北側の既存水道管より取水、汚水は合併浄化槽で処理。雨水処理は宅内処理であります。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策は、土留め施工し土砂流出を防除するということですし、周りの農地はすべて家族のものなので問題ありません。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号6番については、原案どおり承認されました。

《議案5－7》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号7番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号 番号7番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域である第3種農地と、農地の集团的広がり約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地の第2種農地であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○3番 小菅 和彦 委員

案内図5－4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲受人の〇〇さんが、譲渡人の◇◇さんから売買により農地を取得し一般住宅を建てる案件でございます。

譲受人は、妻と市外の賃貸住宅に住んでいます。子どもが産まれると現在の住まいが手狭になると考え、自己用住宅の建築を計画しました。

土地の選定理由。申請地は中心市街地より約**km、氏家駅より約**kmに位置します。周辺は多数の住宅、商業施設、公共施設が存在し好ましい住環境であること、また公園等が近いことから子育ての環境に適した土地と判断しました。土地の選定には住環境を優先し、また譲受人の勤務先へ車で**分圏内の土地を希望し、申請地を選定しました。

土地利用計画。一般住宅 木造2階建。建築面積は**㎡。取水は市上水道管より取水。汚水は公共下水道管へ排水します。雨水処理は宅内地下浸透であります。北側、東側、西側は宅地。南側は道路となっております。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策ですが、隣接に農地がありませんので問題ありません。また、埋蔵文化財包蔵地に該当しますが、埋蔵文化財発掘の届出が提出されております。

23日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号7番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号7番については、原案どおり承認されました。

《議案5-8》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号8番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号8番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にあります第1種農地ではありますが、「一時的な利用に供するために行うもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○9番 手塚 智枝子 委員

案内図5-8をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、〇〇さんの宅地ではありますが、奥さんの◇◇さんが家を建てるにあたり、資材を置く場所がなく、また南側の道路が狭いため車の出入りが困難となるため、南側の農地を一時転用し乗入口・建築資材置場として確保するものであります。

土地利用計画としては、耕作のため水を張ることから、申請地との境に止水板を設置し、原状回復をしやすいため盛土等はせず、土嚢等を用いて固定や高さ調整を行い、鉄板を敷いて利用します。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策としては、東が宅地、西が水路を経て道路、南が田んぼ、北が宅地となっており、南側の田との境界には止水板を設置して、上砂の流出・流入を防ぎます。これで問題ないかと判断します。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号8番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号8番については、原案どおり承認されました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第12号 公告予定年月日は令和8年4月30日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)57件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について

《議案7》

○議長(七久保)

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第7号について、朗読して説明。)

この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出があったことから、公益財団法人栃木県農業振興公社による買入れが特に必要だと認め、同公社が優先的に買入れの協議を行う旨の通知をされるよう、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき市長あて要請を行ってもよろしいか、お諮りするものでございます。

ここで、「買入協議制度」について、少しご説明させていただきます。「買入協議制度」とは、農地の所有者から農地を売渡すため、あっせんを受けたいという申し出があった場合に、農業委員会が、認定農業者等に農地を利用集積するため、栃木県農業振興公社が一旦買入れることが必要だと認め、市町村長からその旨を通知して「農地の所有者と栃木県農業振興公社で相談してください」というのが、買入協議制度となっています。利用するメリットとしては、売り手の譲渡所得税の特別控除が1,500万円まで受けられることや公的機関である公社が諸手続きを行い、安心感があるなどのメリットがあります。

通常の公社事業との違いは、所得税の控除額が、通常800万円までに対し1,500万円まで受けることができること、農業委員会から市長村長に買入について所有者と公社で協議をしてくださいという通知の手続きが入るかどうかの点が違っている点です。以上ご審議お願いします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第7号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号については、原案どおり承認されました。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

《議案8》

議案取り下げ

議案第9号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について

《議案9-1-1・9-1-2》

○議長(七久保)

次に、議案第9号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第9号 番号1の1番と番号1の2番の2件については、近接エリアの除外でありますので、一括審議とさせていただきます。

では、議案第9号 番号1の1番・番号1の2番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第9号 番号1の1番について、朗読して説明。)

(議案第9号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約1.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 手塚 裕一 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

農地パトロールであがっていた場所で、しばらく耕作していなかったような農地があります。進入路が無い農地でしたので、進入路として〇〇さんの土地を利用することで二人での申請となっています。なお、水も来ない利用しづらい土地でありましたのでこの様な申請になったのかなと思います。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号1の1番・番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号1の1番・番号1の2番については、原案どおり承認されました。

《議案9-1-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第9号 番号1の3番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第9号 番号1の3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約1.9haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

先月の太陽光の案件の隣接地になります。今回も同様に太陽光であります。周辺も太陽光になってきていますので特に問題ないかと考えます。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号1の3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号1の3番については、原案どおり承認されました。

《議案9-1-4》

○議長(七久保)

次に、議案第9号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第9号 番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第9号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

ここも太陽光が並んでいる地域ですので問題ないかと考えます。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第9号 番号1の4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号1の4番については、原案どおり承認されました。

《議案9-1-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第9号 番号1の5番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第9号 番号1の5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、代替性の確認をとったうえで、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

住宅地に囲まれ農地転用が見込まれる土地であります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号1の5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号1の5番については、原案どおり承認されました。

《議案9—2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第9号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

「2農業担う者の変更について」をご覧ください。この審議は、先程の「議案第6号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるもの等であり、農業担う者への新規追加者が15件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号2番については、原案どおり承認されました。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について

《議案10》

○議長(七久保)

次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律一部改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされました。

本案は、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成したので、農業委員会において承認を求めるものであります。なお、令和4年度に制度が変更され、目標については、3月末までに定めなければならないこととなりました。

それでは、「議案第10号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を御説明申し上げます。資料を御覧ください。

はじめに、1ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」については、令和8年4月1日現在のさくら市の農業の概要、農業委員会の体制について記載しています。

「Ⅱ最適化活動の目標」では、国からの通知により、農業委員会は、最適化活動における成果目標として3つ、活動目標として3つの項目について制定することとされました。

最初に成果目標についてです。1つ目としては、農地の集積に関すること、2つ目は、遊休農地の解消、3つ目として新規参入の促進です。

まず、(1) 農地の集積にあるとおり令和7年度の集積率は56.8%で、3月現在管内の農地面積は5240haですので、段階的な目標として、今年度の担い手への集積率を60.6%とし、目標の集積面積を200haと設定しました。活動計画として、市農政課と連携し、ホームページ等により機構集積協力金の概要などについて周知することを予定する一方で、あっせんの申出があった場合は、速やかに担当農業委員を指名し、耕作者発掘に努めます。次に(2) 遊休農地の解消目標として、令和3年度を基準とすることとされており、農地パトロールの結果は緑区分3.8ha、解消目標は0.76haと設定しております。

続いて(3) 新規参入の促進ですが、権利移動面積の過去3年の面積の平均を取り、その1割以上を記入することとされているため、29.4haと設定しました。

続きまして、活動目標についてです。

活動目標の設定は、1つ目は推進委員等が最適化活動を行う日数、2つ目は、活動強化月間の設定、3つ目は新規参入相談会への参加の3つとなっております。

2最適化活動の活動目標(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、令和8年度もそれぞれ月に6日と設定し、(2) 活動強化月間は3か月以上記載することとされているため8月及び9月遊休農地の解消に努め、10月農地の集積として、出して・受けての意向の把握に努めるという目標を設定しました。

(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、栃木県や農業会議等が開催する相談会へ参加することとし、目標設定は、開催場所を宇都宮市として、内容は新規就農を検討している方へのさくら市内での農業に関する情報提供、相談としました。

説明については以上でございますが、本（案）については、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

特に質問もないようですので、採決に入ります。

議案第10号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第10号については、原案どおり承認されました。

議案第11号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

《議案11-1・11-2》

○議長(七久保)

次に、議案第11号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。

番号1番、番号2番については、隣接地でありますので事務局の一括説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第11号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第11号番号2番について、朗読して説明。)

事由、森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図11-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図11-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

写真にありますとおりの状況でありますので、農地に復旧することは困難であります。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地及び申請内容を確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第11号 番号1番、番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第11号 番号1番、番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案11-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第11号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第11号番号3番について、朗読して説明。)

事由、森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図11-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

写真にありますとおりの山林化している状況でありますので、農地に復旧することは困難であります。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地及び申請内容を確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第11号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第11号 番号3番については、原案どおり承認されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号2番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号4番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

閉会時間 (午後3時25分)